



平成 18 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 アジアパシフィックシステム総研 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 久保 裕
(JASDAQ コード番号 : 4727)
問 合 せ 先 取締役上席執行役員 ゼネラル・ト本部長
坂巻 詳浩
電 話 03 - 3985 - 4311

従業員等に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する決定を当社取締役会に委任する議案を、下記の通り平成 18 年 12 月 19 日開催予定の第 38 回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気をより高めることを目的とし、当社従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して無償で新株予約権を発行するものであります。

なお、無償での新株予約権の発行は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行後間もないことから、法律上「特に有利な条件」か否かを判断する基準が未だ明確に確立していない状況であることに鑑み、株主の皆様のご理解を得るべく、株主総会決議によりご承認いただくことをお願いするものであります。

2. 新株予約権発行要領

新株予約権の割当を受ける者

当社従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 250,000 株を 1 年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全親会社となる株式交換または株

式移転を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

2,500 個を 1 年間の上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は 100 株。ただし、 に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

株主総会決議による委任に基づき募集要項の決定をすることができる募集新株予約権についての金銭払込みの要否

無償とする。(新株予約権につき金銭の払込みを要しない。)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たり払込金額 (以下、「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く) のジャスダック証券取引所市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げ) とする。ただし当該金額が新株予約権発行日の終値 (当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値) を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、発行日後、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合 (会社法第 194 条の規定【単元未満株主による単元未満株式売渡請求】に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の転換または行使の場合を除く。) 上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日後、当社が株式分割 (株式無償割当を含む。) または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

上の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、発行日後、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合など、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整できるものとする。

新株予約権の行使期間

平成 20 年 12 月 20 日から平成 23 年 12 月 19 日までの間で別途当社取締役会が定める期間（権利行使請求期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日が最終日となる。）但し、新株予約権の行使の条件または当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、新株予約権の割当先による行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の親会社、子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- (2) ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由による場合はこの限りでないこととし、その詳細は(4)に規定する新株予約権割当契約に定める条件による。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、(4)に規定する新株予約権割当契約に定める条件による。
- (4) その他の条件は、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割計画書・分割契約書承認の議案ならびに当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(注) 上記の内容につきましては、平成 18 年 12 月 19 日開催予定の当社第 38 期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上